

# 募集型企画旅行条件書（海外旅行）

— この旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部になります —  
(お申込みの際は、必ず本旅行条件書を十分お読み下さい)

この旅行は、宮交観光(宮崎交通㈱ 旅行部)(宮崎県宮崎市橋通西三丁目10番32号、観光庁長官登録旅行業第1527号以下「当社」といいます)が企画・募集し、実施する募集型企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。

## 1. 旅行のお申込み及び契約成立

当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料、違約料の一部に充当いたします。当社は、電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け取ることがあります。この時点では旅行契約は成立しておらず当社らが予約の承諾の旨を通知した日から起算して**3日以内(Web予約の場合は7日以内)**に、申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金のお支払いがなされない場合、当社らはお申込みがなかったものとして取扱います(ご出発まで一定以上の日数がない場合、お申込みをお断りさせていただくことがあります)

## 2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**21日前**(以下「基準日」といいます)にあたる日より前までにお支払いいただきます。基準日以降にお申込みされた場合は、お申込み時点又は旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

## 3. 旅行代金の適用

特に注釈のない場合は、満12歳以上の方は大人代金、満6歳以上(航空機利用のコースは満3歳以上)12歳未満の方は小人代金となります。

## 4. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(この運賃・料金には運送機関の課す付加運賃・料金(原価水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるもの)に限ります。以下同様とします。)を含みません。)宿泊費、食事代、サービス料、旅行取扱い料金、消費税等諸税。

(2) 添乗員付コースの添乗員同行費用

上記(1)(2)の費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

## 5. 旅行代金に含まれないもの

前4項以外のものは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

(1) 旅行日程中の“フリータイム”、“自由行動”、“各自で”、“お客様負担”等と記載されている区間の交通費等諸費用

(2) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を越える分について)

(3) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報、電話代等の個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料

## 6. 旅行契約内容の変更

当社らは旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、運送機関遅延等、当社らの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社らの関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程・旅行サービスの内容その他を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 7. 旅行代金の変更

当社らは旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様へ通知いたします。

(2) 前項6により旅行内容が変更されたことによって旅行の実施に要する費用が増加または減少する場合は、その範囲において旅行代金の額を変更することがあります。

(3) 当社らは、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社らの責任に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更することがあります。

## 8. 旅行契約の解除

パンフレットに記載した最少催行人員に満たない時、

この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって**23日目**(ピーク時に旅行を開始するものについては**33日目**)にあたる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。(ピーク時とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日の旅行開始日をいいます。)

また、お預かりしている旅行代金を全部お返ししてこの旅行契約を解除いたします。

## 9. 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消された場合には旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をお支払いいただきます。

(1) 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約(次項に掲げる旅行契約を除く。)	
イ、旅行開始日がピーク時の旅行である場合であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降に解除するとき(ロからニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の10%
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ハ、旅行開始日の前々日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ニ、旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2) 貸切航空機(チャーター便)を利用する募集型企画旅行契約	
イ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって <b>90日目</b> に当たる日以降に解除する場合(ロからニまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%
ロ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降に解除する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%
ハ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目に当たる日以降に解除する場合(ニに掲げる場合を除く。)	旅行代金の80%
ニ、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(3) 本邦出国及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	
当該船舶に係る取消料の規定によります。	
注 「ピーク時」とは、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日、12月20日～1月7日の旅行開始日をいいます。	
備考 取消料の金額は、契約書面に明記します。	

## 10. 旅程管理と添乗員

- (1) 当社は、募集型企画旅行の円滑な実施を図るため原則として一泊以上のコースには添乗員を同行させて旅程管理をいたします。又、一部のコースに添乗員が同行しない場合は、事前にその旨をご連絡し、旅程管理担当箇所及び連絡方法も併せてご連絡いたします。添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。
- (2) 添乗員が同行する場合、添乗サービスを提供する時間帯は原則8時から20時までといたします。
- (3) 旅行中に添乗員の誘導のもとで団体行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するために添乗員の指示に従っていただきます。
- (4) お客様が添乗員の指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行中であっても、旅行契約を解除することがあります。

## 11. 当社の責任

(1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときには、その損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった時に限ります。尚、手荷物の場合はその損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お客様1名につき最高15万円を限度として賠償いたします（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）。

(2) 当社はお客様が次の例示するような事由により損害を被られたときには上記の責任を負うものではありません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

エ. 自由行動中の事故

オ. 食中毒

カ. 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ. 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(3) 現金、貴重品、重要書類、撮影済みフィルム、その他こわれもの等については賠償の責を負うものではありません。

## 12. 特別補償

当社は第11項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず募集型企画旅行契約約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物上に被られた一定の損害につきましては、損害賠償金をお支払いいたします。

## 13. 旅程補償

(1) 当社は別表下欄に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合は、旅行代金の同表に記載する率を乗じた変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお支払いいたします。

但し、当該変更については当社に前11項の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合にはこの限りではありません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件当たりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面の記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

(2) 当社は、次における事由による変更については、変更補償金をお支払いいたしません。

(A) 天災地変、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、遅延等当社の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者生命又は身体の安全確保の必要な措置としての変更。

(B) 募集型企画旅行が解除された時の当該解除された部分に係る変更。

(3) 当社がお支払いする変更補償金の額は、お客様1名に対して旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。又、変更補償金の額が千円未満である時は、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

(4) 当社が変更補償金をお支払いした後、当該変更について当社に責任が発生することが明らかになった場合には、当社は既にお支払いした変更補償金を差し引いた額を損害賠償金としてお支払いいたします。

## 14. お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害賠償金を申し受けます。

## 15. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書の基準日と旅行代金の基準日については、パンフレット等に明示した日となります。

## 16. 個人情報の取扱い

(1) 個人情報に対する方針

当社は個人情報保護法の趣旨を基本とし、お客様の個人情報を保護するため個人情報保護方針を定め、お客様の個人情報について厳重に管理の下取り扱わせていただきます。

(2) 個人情報とは

当社が保有している個人情報（以下「個人情報」といいます）とは、お客様が当社旅行をお申込みになる際の申込書や電話による受注等により入手した情報です。

(3) 個人情報の利用目的

(A) 当社及び受託旅行者（販売店）は「個人情報」について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において各施設等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き等に利用させていただきます。

(B) 当社は、当社の商品及びサービス・キャンペーン等のご案内をするために当社からのダイレクトメール等の発送に「個人情報」を利用させていただく場合があります。

(4) お問い合わせ窓口

宮交ツアーデスク

電話番号 0985-32-2323 ※受付時間 9:00～18:00（土曜・日曜及び年末年始定休）

〒880-0001 宮崎県宮崎市橋通西三丁目10番32号 URL… www.miyakoh-kanko.com

個人情報に関するお問い合わせ等については、当社ホームページ上の「個人情報の取組みについて」に記載しております。

## 17. 通信契約により旅行契約を締結されるお客様との旅行条件

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約を締結することがあります。通信契約による旅行条件は一部を除き本旅行条件書に準拠いたします。

## 18. その他

この旅行条件書の定めのない事項は、当社募集型企画旅行約款（旅行約款）によります。